

公共工事標準契約約款の改正等に伴う主な変更点について

① 関連工事の調整 [工事：第2条第2項]

受注者が施工する工事と他機関の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて発注者が他機関と調整を行う規定を追加しました。

② 請負代金内訳書の明示項目の追加 [工事：第3条第3項]

従来の「法定福利費（事業主負担分）」に加えて、次の4項目を追加しました。

材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金

③ 工期（履行期間）及び請負代金額（業務委託料）の変更 [工事・委託]

受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議の実施に留意するとともに、協議が整わないこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないことを明文化しました。

（工事：第23条第3項及び第24条第3項）

（土木設計：第22条第3項及び第23条第3項）

（建築設計：第24条第3項、第25条第3項）

④ 前払金の使途の見直し [工事：第36条]

前払金の100分の25を上限として、現場管理費・一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に充てることができることを明文化しました。

⑤ 電子情報通信の技術を利用する方法 [工事・委託]

書面によるものとされていた、催告・請求・通知・報告・申出・承諾・解除及び指示等について、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を利用することができることを明文化しました。

（工事：第56条）（土木設計：第52条）（建築設計：第52条）